

千葉市立青葉病院D P C委員会設置規程

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院におけるD P Cの適切なコーディング、クリニカルパス、「重症度、医療・看護必要度」に関する事項について審議し、もって効率的な病院経営に資するため、千葉市立青葉病院D P C委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔所掌事務〕

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 〔1〕 D P Cに関する事項
- 〔2〕 適切なコーディングに関する事項
- 〔3〕 クリニカルパスの作成、実施、評価などの円滑な推進に関する事項
- 〔4〕 「重症度、医療・看護必要度」の正確な測定・評価と多職種との連携に関する事項
- 〔5〕 その他、委員会の目的達成を図るための事項

〔組織〕

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員等をもって組織する。

2. 委員長及び副委員長は副院長とする。
3. 委員会の組織は、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師の職にあるもの及び事務長、医事室長、事務局医事室により構成する。

〔会議〕

第4条 委員会は必要に応じ委員長が召集する。

2. 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
3. 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
4. 委員会の議事は委員出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
5. 委員長は必要に応じて委員以外の出席を求め又は意見を聞くことができる。

〔庶務〕

第5条 委員会及び各部会の庶務は事務局医事室が総理する。

〔委任〕

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

改正

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

改正

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

改正

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

改正

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

改正

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

